

汚水に係る規制基準

1 有害物質

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|------------------------------------|------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03 mg/L |
| シアン化合物 | 1 mg/L |
| 有機 ^{りん} 燐化合物 | 1 mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.2 mg/L |
| 砒 ^び 素及びその化合物 | 0.1 mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1 mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2 mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg/L |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.04 mg/L |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 1 mg/L |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 3 mg/L |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.06 mg/L |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/L |
| チウラム | 0.06 mg/L |
| シマジン | 0.03 mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2 mg/L |
| ベンゼン | 0.1 mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1 mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外 10 mg/L 海 域 230 mg/L |
| フ ^{ふっ} 素及びその化合物 | 海域以外 8 mg/L 海 域 15 mg/L |
| アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100 mg/L |
| 1, 4-ジオキサン | 0.5 mg/L |

備考

- この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)に規定する方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、排水基準告示に規定する方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 その他の項目

| 項 目 | | 許 容 限 度 |
|---------------------|---------|--------------------------------|
| pH (水素イオン濃度) | 海 域 以 外 | 5.8~8.6 |
| | 海 域 | 5.0~9.0 |
| BOD (生物化学的酸素要求量) | | 最 大 160 mg/L |
| | | 日 間 平 均 120 mg/L |
| COD (化学的酸素要求量) | | 最 大 160 mg/L |
| | | 日 間 平 均 120 mg/L |
| SS (浮遊物質量) | | 最 大 200 mg/L |
| | | 日 間 平 均 150 mg/L |
| ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 | 鉱 油 類 | 5 mg/L |
| | 動植物油脂類 | 30 mg/L |
| フェノール類含有量 | | 5 mg/L |
| 銅 含 有 量 | | 3 mg/L |
| 亜 鉛 含 有 量 | | 2 mg/L |
| 溶 解 性 鉄 含 有 量 | | 10 mg/L |
| 溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量 | | 10 mg/L |
| ク ロ ム 含 有 量 | | 2 mg/L |
| 大 腸 菌 群 数 | | 日 間 平 均 3000 個/cm ³ |
| 窒 素 含 有 量 | | 最 大 120 mg/L |
| | | 日 間 平 均 60 mg/L |
| リン 含 有 量 | | 最 大 16 mg/L |
| | | 日 間 平 均 8 mg/L |

備考

- この表に掲げる排水基準は、排水基準告示に規定する方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場等に係る排水については、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第2備考6の規定に基づき環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- リン含有量についての排水基準は、排水基準を定める省令別表第2備考7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。